

# 平成25年給与等に関する報告及び勧告の骨子

平成25年10月8日  
沖縄県人事委員会

## 《本年の報告・勧告のポイント》

### 月例給・ボーナスともに改定なし

- 1 公民給与の較差（△0.04%）が極めて小さいことから、月例給の水準改定はなし
- 2 期末・勤勉手当（ボーナス）は、民間とおおむね均衡しているため、改定なし
- 3 55歳を超える職員は、標準の勤務成績では昇給停止（平成26年4月1日実施）

## 1 給与勧告の基本的な考え方

本委員会は、職員の給与等について、地方公務員法の規定に基づき、職員給与及び民間給与の実態調査の結果、並びに国及び他の都道府県の給与等の状況を総合的に勘案し、社会一般の情勢に適応するよう報告及び勧告を行っている。

## 2 民間給与との比較

企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内405の民間事業所から無作為抽出した160事業所の4月分の給与等について実地調査

### (1) 月例給

職員給与が民間給与を1人当たり146円（0.04%）上回った。

民間給与（A）	職員給与（B）	較差（A-B） $\left(\frac{A-B}{B} \times 100\right)$
345,066円	4月分	345,212円 △146円（△0.04%）
	減額措置後（参考値）	322,999円 22,067円（6.83%）

※1 下段は、特例条例による減額措置が4月に実施されたと仮定して推計した参考値であり、公民比較は、上段の4月分給与で行った。

2 減額措置の減額率（給料月額）は、主事・主任4.6%、主査・班長・課長7.6%、統括監・部長9.6%

### (2) 期末・勤勉手当（ボーナス）

職員の支給月数（3.95月分）が民間の支給割合（3.94月分）を0.01月分上回った。

## 3 給与改定の内容

### (1) 給料表

公民給与の較差（△146円、△0.04%）が極めて小さいことから、改定なし。

### (2) 期末・勤勉手当（ボーナス）

民間の支給割合（3.94月分）が職員の支給月数（3.95月分）とおおむね均衡していることから、改定なし。

### (3) 55歳超職員の昇給の見直し

国の制度及び他都道府県との均衡を図る観点から、55歳（医療職給料表(1)の適用を受ける職員にあっては、57歳）を超える職員は、標準の勤務成績では昇給しないこととし（現行は2号給昇給）、特に良好以上の成績である場合に限り昇給させる。

### 【実施時期】

(3)について、平成26年4月1日

#### 4 職務給の原則の徹底

平成18年度の給与構造改革の際、任命権者において上位の級へ職員を格付けした実態がある。いわゆる経過的「わたり」が職員の給与水準等に影響を及ぼしていることから、「職務給の原則」に基づき、早急に是正する必要がある。

#### 5 給与制度の総合的見直し

本年の人事院報告においては、公務に必要な人材を確保し、職員の士気や組織の活力の維持・向上を図るため、地域間や世代間の給与配分の見直し、職務や勤務実績に応じた給与等、給与制度の総合的見直しを実施することができるよう準備を進める旨言及している。

本県においても、今後、国や他の都道府県の動向を注視していく必要がある。

#### 6 その他の課題

特地勤務手当、時間外勤務手当、船員等の給与のあり方について、見直しを検討する必要がある。

#### 7 公務運営に関する課題について

勤務環境の整備、人事評価制度の整備、多様な人材の確保及び育成、雇用と年金の接続について言及。

#### 8 適正な給与水準の確保について

本年7月から実施している給与の減額措置は、国からの要請や地方交付税の減額等に伴い臨時特例的に実施されているものであるが、職員の給与は、地方公務員法に定める給与決定の諸原則により決定されるべきものであり、減額措置が終了する平成26年4月以降については、本委員会の勧告に基づく適正な水準が確保されるよう要望。

#### 9 参考

行政職給料表適用者(新卒除く)の平均年間給与額の増減額

(単位:万円、%)

	25年度	24年度	23年度	22年度	21年度	20年度	19年度	18年度	17年度	平成17年度(給与構造改革前)と平成25年度との比較
年収額 (万円)	548.6 (528.6)	555.9	561.1 (560.0)	574.6 (558.8)	581.2 (565.3)	595.3 (574.8)	610.1	618.6	615.9	
増減額 (万円)	△7.3 (△27.3)	△5.2 (△4.1)	△13.5 (1.2)	△6.6 (△6.5)	△14.1 (△9.5)	△14.8 (△35.3)	△8.5	2.7	△3.2	△67.3 (△87.3)
増減率 (%)	△1.3 (△4.9)	△0.9 (△0.7)	△2.3 (0.2)	△1.1 (△1.1)	△2.4 (△1.7)	△2.4 (△5.8)	△1.4	0.4	△0.5	△10.9 (△14.2)

※ ( ) 内は、特例条例による減額後の額・率である。